

熊本県内中小企業との共同研究に対し 最大 50 万円の研究費を追加支援します！

■熊本県内の中小企業は共同研究費が少額で研究費が足りない！

→最大 30 万円の研究費を共同研究費に上乗せで支援します。

■間接経費の割合が 30%に増えたけども、企業側は研究費の上乗せができない！

→そのうち 20%相当分を補填、支援します。

■研究成果を製品化できそうだが、試作費が足りない！

→試作・試行・評価に対して最大 100 万円を支援します。

※上記の支援はいずれも熊本県内に本社あるいは検討実施を行う拠点がある中小企業との共同研究が対象で、支援期間は最大 2 年度です。他の諸条件は募集要領をご参照ください。

本制度は、地域産業の振興や新規産業の創出を目指し、地域の中小企業との共同研究を推進・支援するために企画しました。企業からの研究資金が十分ではなく、研究の実施に不安がある場合、この制度をご活用ください。また、地域企業が共同研究の効果に不安があり、費用負担を躊躇する場合にもご活用いただき、企業との共同研究を是非とも実施してください。

公募要領・詳細は次ページ以降ご参照ください。

地域企業共同研究推進・事業化サポート募集要領

A. 「共同研究実施サポートプラン」募集件数 8件

熊本県内のベンチャーを含む中小企業との共同研究に対し、令和元年度受入れ研究経費を上限とし、最大30万円を支援します。さらに、今年度より間接経費が30%に変更になりましたので、20%に相当する額を上積みします。ただし支援総額は研究費を超えない額で上限50万円とし、同一の研究テーマでの申請は2年度（2回）に限ります。

(円)

研究経費総額	間接経費	企業負担研究費		研究者 研究費総額
		直接経費	間接経費	
200,000	30%	153,846	46,154	353,846
	10%	180,000	20,000	
500,000	30%	384,615	115,385	750,000
	10%	450,000	50,000	
1,000,000	30%	769,231	230,769	1,200,000
	10%	900,000	100,000	

B. 「新規開拓プラン」募集件数 4件

これまでに連携実績のない企業と研究者の組み合わせで新規テーマでの共同研究の場合、「支援額は受入れ研究経費を上限」の制限を超えて30万円を支援します。ただし、支援期間は6ヶ月以内（契約期間が年度をまたぐ場合は年度末まで）とし、原則、支援期間終了後も新たに研究経費を追加して共同研究を継続することを条件とします。なお、企業負担の研究経費の最低金額は10万円とします。間接経費分支援はAと同様です。

(円)

研究経費総額	間接経費	企業負担研究費		研究者 研究費総額
		直接経費	間接経費	
100,000	30%	76,923	23,077	390,000
	10%	90,000	10,000	
200,000	30%	153,846	46,154	480,000
	10%	180,000	20,000	

C. 「産業化・製品化サポートプラン」募集件数 若干件

熊本県内のベンチャーを含む中小企業との共同研究の成果等を事業化・製品化する際の試作品製造や評価に必要な資金を最大100万円支援します。

【支援対象】熊本大学所属教員（※1）が研究代表者の熊本県内の中小企業（※2）との共同研究

【募集時期】A～Cいずれも令和元年5月23日～10月31日の期間で随時募集（毎月末に審査）

※A～Cいずれも令和元年5月23日～11月29日の期間で随時募集（毎月末に審査）

【応募資格】 A、B： 県内中小企業との共同研究を検討中あるいは交渉中であること。

※ 既に契約が締結されているものは対象外です。

C： 県内中小企業との共同研究が実施中（契約締結済み）であること。

【審査内容】熊本創生推進機構内の審査員により、応募要件を満たしており地域企業との産学連携の推進に寄与できるかどうかを判断します。

【支援期間】A、C：最大2年度まで（毎年度申請）、B：6ヶ月（一回限り）

【執行条件】共同研究契約が成立したのち、熊本創生推進機構で予算執行。年度内予算。

- ・審査により採択金額の変更や採択条件が付される場合があります。
- ・令和元年11月29日（金）までに共同研究が開始されること（期限までに開始されなかった場合、採択は取消します）。
- ・支援期間中、共同研究契約が継続されている事。
- ・経理処理の都合により令和2年2月29日を執行期限とし、残予算は失効します。

【経費の使途】

A、B：校費と同様の範囲。ただし、飲食費、旅費および学会参加費を除く。

C：試作物の原材料購入、加工・評価に係る経費。

【採択者の義務】

- ・事業終了後、令和2年4月30日までに報告書（別途様式）を提出。
- ・展示会等への出展協力

【その他制限事項】

- ・原則、企業、研究者のいずれも重複は認めない。ただし、担当研究室および研究テーマが異なる場合には、企業の重複を認める。
- ・A、Cは、同一の企業、研究者からの同一テーマの連続申請は2回までとする。なお、同一の研究グループは、同一の研究者とみなす。なお同一であるか、新規であるかは審査会で判断する。
- ・本事業にて試作した物品・試薬・プログラム等は熊本大学に帰属します。評価や試用以外での利用はできませんが、有体物として研究・評価目的で連携企業への提供は可能ですので、ご相談ください。

※1 本事業期間中、熊本大学の常勤教員であることが確実であること。

※2 実連携先が熊本県内の事業所であること（連携事業所が県外の場合は対象となりません）。中小企業庁で定義される「中小企業」であること。公的機関等は対象としません。

【問合せ先・申請書送付先】

熊本創生推進機構 イノベーション推進部門 松浦・和田

E-mail : sangaku-renkei@jimu.kumamoto-u.ac.jp

TEL:096-342-3145(内線 3145)

【申請書】 プラン A および B は【様式 1】、プラン C は【様式 2】を下記よりダウンロードしてご記入ください。プラン C は経費に係る申請書（形式自由）も併せてご送付ください。

https://www.kumamoto-u.ac.jp/kenkyuu_sangakurenkei/sangakurenkei/innovation/support/jigyoka2019